平成２９年６月１０日

八ヶ岳南麓里山再生・農業支援友の会
会員の皆様へ

《６月度農場便り》

「この国の農業はどこへ行く」
いつも有難うございます。梅雨入りとは言え晴天が続く大泉です。春から雨が少なく野菜の出来が今一歩です。農場では田植えもお終わり夏野菜作りに移行しています。
ところでこの 4 月 14 日に主要農産物種子法の廃止が国会で可決されました。主要農産物とは米、麦、大豆という私たちにとっては主食、調味料の味噌、醤油の原料となる最も重要な穀物です。昭和 27 年に日本の食糧自給を支える農業を守るために生まれたのが主要農産物種子法です。各都道府県でその土地や気候にあった品種を研究し、良いものを奨励品種として農家に栽培を勧め、その種を安く分けることを義務付けている法律で、世界でも先進的な優れた法律です。現在米には各県に夫々特徴を持った 300 品種以上の奨励品種があります。大豆も各県の奨励品種は合せて 71 種あります。この地元の在来種が心ある農家たちにより守られてきています。主要農産物種子法を廃止することは国が日本の種を守ることをやめるということです。内閣総理大臣の諮問機関である規制改革推進会議の農業ワーキンググループの答申に基づき種子に関しても民間の参入を促そうとするものです。以下のことが懸念されます。

① 種子法の廃止で各県はこの事業予算の根拠を失い、品種の改良や管理が出来なくなり、農業試験場の存続も危うくなる。
② これまで先人が長年にわたり蓄積してきた国民の財産でもある種子情報が外資を含めた民間企業に払い下げられる。
③ 民間企業がこれらの種子を遺伝子解析し、品種登録すると強い特許権が生じ自家採取は原則禁止になる。農家は高価な種子を毎年購入することになる。
④ 民間が参入しても種は安くなるのではなく、5~10 倍高くなると予想される。それは品種を維持することは非常に費用が掛かるためである。今までは国の予算があり安価に提供されてきた。民間が参入するということは農薬と種子をセット販売する外資のモンサントも参入し、日本の種を独占することにもなりかねない。既に同社により稲の F1 種や遺伝子組み換えの品種登録がされている。遺伝子組み換えはすでに生態系破壊、健康被害への深刻な影響が出ているが、そうした作物の種が日本に広まる恐れがある。

「農業競争力強化支援法案」というのがあります。5 月 12 日に成立しています。農業者の所得向上を目的としていますが農地の集約化、農業資材の低廉化、種子情報の民間提供、なかでも「少量多品種菜生産資材銘柄集約のための地方公共団体当の基準の見直し」という訳の分からない法案は、先人達が営々と開発努力してきたおかげで、在来種を含めて 600 品種以上に及ぶ日本の稲の銘柄があるのですが、これら少量多品種を維持管理することは民間では採算が取れないので「銘柄集約」つまり５～６品種くらいに減らそうというものらしいのです。圃場から種までをも大規模化、効率化を民間活力を活用して行うことでこの国の農業者の所得が向上するのでしょうか。
この法案の「農業競争力強化」とはこの国の農業を強くすることではなく、企業、それも多国籍企業を強くするための法案です。以上は「メダカの学校」を主宰している中村陽子さんの提言の概要です。小生も全く同感です。我々人間は食べ物なくして生

きていくことは出来ません。食糧は国が立つ基本であり、食糧自給は国の必須条件です。次々に繰り出されてきている農業に関しての法案は経済効率の側面から捉えたとんでもない法案に対して、一人の百姓として自然環境に配慮し、安全な農産物の生産にこれまで以上精出すことを強く思うこの頃です。来年 4 月には種子法は廃止されます。小生に出来ることは限られていますが会員の皆様も是非この国の農業に関する政策に関心を持って頂きご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

・田んぼの除草（6 月 11 日）

・田植え後の田んぼ（6 月 11 日）

メール　yamaki.yoshio@peach.plala.or.jp　　携帯０８０－３０８０－３０１７